

稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内商業空間の活性化及び賑わいの創出を図ることを目的として、市内で新規に飲食店舗を出店する者に対し、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金（以下「出店補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開店の日 市内において開店する日または開業日をいう。
- (2) 飲食店舗 店内で飲食提供を行う店舗をいう。
- (3) 商店街 次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人に該当する商店街組織

エ アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街組織で、市長が認めるもの

（補助対象者）

第 3 条 出店補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 初めて市内で飲食店舗を出店する者であって、開店の日から 5 ヶ月以内の者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に規定する営業を行う者を除く。）

(3) その他市長が特に認める団体（政治活動及び宗教活動を行う団体を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外するものとする。

(1) 自ら店舗経営を行わない者

(2) 市税等を滞納している者

(3) 営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可又は資格を取得する見込みがない者

(4) 代表者又は役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は代表者若しくは役員が同条第6号に掲げる暴力団員である者及びそれらの利益となる活動を行う者

(6) 住居を兼ねた店舗を活用する者（店舗と住居が明確に分離されている場合を除く。）

(7) 市内において営業している飲食店舗を閉鎖し、新たに飲食店舗を出店する者

(8) 過去に出店補助金の交付を受けたことのある者

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助対象者として適切でないと市長が認める者

（補助対象店舗）

第4条 出店補助金の対象となる店舗（以下「補助対象店舗」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内商業の活性化に寄与する飲食店舗であること。

(2) 店舗面積が15平方メートル以上であること。

(3) 店舗内に飲食スペースを設置していること。

(4) 関係する法令に違反する店舗でないこと。

(5) 公序良俗に反する店舗でないこと。

(6) 政治活動又は宗教活動を行う店舗でないこと。

(7) 午前6時から午後7時までの間に1日当たり3時間以上の営業を行うこと。

(8) 1週間当たり4日以上以上の営業を行うこと。

（商店街等への加盟）

第5条 補助対象者は、第9条に規定する出店補助金の交付申請までに、出店する店舗が存する地区を所管する商店街又は稲城市商工会に入会するものとする。

（補助対象事業）

第6条 出店補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内で新たに補助対象店舗を出店するための事業とする。

（補助対象経費）

第7条 出店補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するための出店時に係る費用とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象者が自ら行う工事及び作成、印刷をしたもの並びに消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

（出店補助金の額）

第8条 出店補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内とし、60万円を限度とする。

2 補助金額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 国、東京都、市等からの補助金（出店補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

（出店補助金の交付申請）

第9条 出店補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納付状況を確認できる納税証明書
- (2) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者に限る。）
- (3) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (4) 許認可証の写し（許認可を要する事業に限る。）
- (5) 補助対象経費の明細のわかる書類（請求書等）
- (6) 補助対象経費の支払ったことのわかる書類（領収書等）
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 出店店舗を管轄する商店街又は稲城市商工会への入会がわかる書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請期間）

第10条 前条に規定する交付申請の受付期間は、4月1日から1月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出店補助金の交付申請額の合計が予算において定められた額の上限に達し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項の申請期間を終了することができる。

（交付申請の取下げ）

第11条 第9条に規定する交付申請を行った者が、その申請を取り下げる場合は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第12条 市長は、第9条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、出店補助金の交付の可否を決定し、その旨を稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 第12条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付請求書（様式第5号）により出店補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付請求書を受理したときは、当該受理した日から起算して30日以内に出店補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後に、補助対象外となる事実が判明したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により、交付決定者にその旨を通知し、期限を定めて既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第 7 条関係）

補助対象経費	補助率
内装工事費	2 分の 1 以内とする。ただし、予算の範囲内及び 60 万円を限度とする。
外装工事費	
電気設備工事費	
ガス設備工事費	
水道設備工事費	
空調設備工事費	
その他の工事費	